

「白岡市男女共同参画に関する市民意識調査」ご協力のお願い(案)

市民の皆様には、日頃より市政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この調査は、市内にお住いの **18歳以上のかた1,500人** を住民基本台帳から無作為に抽出し、皆様の男女共同参画に関するご意見を幅広くお伺いし、今後予定している「第6次白岡市男女共同参画プラン」の策定や、男女共同参画施策の推進に向けた基礎資料とすることを目的に実施するものです。

なお、ご回答いただいた内容は統計的に処理するもので、この調査以外の目的に使用することはありません。

また、秘密は万全に保持されますのでご安心ください。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年12月 白岡市長 藤井 栄一郎

※ 封筒の宛名のかたが対象者ですので、ご本人が回答してください。

(ご本人の回答が難しい場合は、代理のかたが聞き取りをするなどして、できるだけ回答にご協力ください。)

【回答方法】

回答方法は、次の2種類からご選択ください。

① 調査票(紙)による回答

記入後、同封の返信用封筒に調査票を入れて、切手を貼らずに返送してください。

記入にあたっては、ボールペンまたは濃い鉛筆等を使用してください。

選択肢を○で囲み、「その他」の場合は、()内になるべく具体的に記入してください。

② 回答フォームからのオンライン回答 (推奨)

下記URLまたはQRコードにアクセスして回答してください。

URL:<https://forms.gle/oWjXVaq6J2eeNGbh7>



【回答期限】

令和8年1月16日(金)まで にご回答ください。

(郵送の場合は必着)

【お問い合わせ先】

白岡市役所 生活経済部 地域振興課 人権担当
〒349-0292 白岡市千駄野432番地
電話 0480-31-8679



【ご記入にあたって】

- この帳票は、個人調査です。ご自身のお考えでお答えください。
- 回答用紙はありません。この調査票に直接記入してください。
- この調査は、無記名調査です。調査票に、お名前を記入していただく必要はありません。
- 該当する番号を○で囲んでください。複数回答をお願いする設問もあります。
- 「その他」に該当する場合は、()内に具体的な内容を記入してください。

● あなたとあなたの世帯について

問1 あなたご自身について、該当するものに○をしてください。

性別	1. 男性	2. 女性	3. その他	4. 回答しない
年代	1. 10～20歳代	2. 30歳代	3. 40歳代	4. 50歳代
	5. 60歳代	6. 70歳以上		
職業	1. 自営業(農業等を含む)	2. 正社員・正職員	3. パート・アルバイト	4. 派遣社員・契約社員など
	5. 家事専業(専業主婦・専業主夫)	6. 学生	7. 無職	8. その他()※具体的に
結婚	1. 結婚している(事実婚・パートナーシップを含む) ←※問2もご回答ください。			
	2. 結婚していない(離別・死別を含む)			
子ども ※同居している子どもに ついてお答えください (お孫さんは含みません)	1. 18歳未満の子どもがいる(末子の年齢 才)			
	2. 18歳以上の子どもがいる			
	3. いない			
	※18歳以上と18歳未満の子どもがどちらもいる場合は、「1」を選択のうえ、末子の年齢を記入してください。			
介護が必要な人	1. 同じ世帯にいる	2. 同じ世帯以外にいる	3. いない	
離職の経験	1. ある(回)		2. ない	
	↑※回数をご記入し、問3もご回答ください			

問2 問1で「結婚している」を選んだ方は、夫婦の働き方について、該当するものに○をしてください。

1. 共働き 2. 自分のみ働いている 3. 配偶者のみ働いている 4. 2人とも働いていない

問3 問1で「離職の経験 あり」を選んだ方は、その理由について、該当するものに○をしてください。
(離職を複数回経験されている方は、あてはまるものすべてに○をつけてください。)

1. 結婚 2. 出産・子育て 3. 介護 4. 心身の不調
5. 定年退職 6. その他()

問4 あなたのご家族の構成(世帯構成)について、該当するものに○をしてください。

1. 一人暮らし 2. 夫婦のみ 3. 二世帯(親・子) 4. 三世帯(親・子・孫)
5. その他()

● 男女平等に関する意識について

問5 あなたは次にあげる分野で、男女は平等になっていると思いますか。(それぞれ○は1つ)

	男性の方が非常に 優遇されている	どちらかといえは 男性の方が優遇	男女平等	どちらかといえは 女性の方が優遇	女性の方が非常に 優遇されている	わからない
① 家庭生活	1	2	3	4	5	6
② 職場	1	2	3	4	5	6
③ 地域活動	1	2	3	4	5	6
④ 学校教育の場	1	2	3	4	5	6
⑤ 政治の場	1	2	3	4	5	6
⑥ 法律や制度上	1	2	3	4	5	6
⑦ 社会通念・慣習・しきたり	1	2	3	4	5	6
⑧ 社会全体として	1	2	3	4	5	6

● 家庭生活について

問6 あなたは次の家事等をしていますか。(それぞれ○は1つ)

	主に自分がしている	自分と家族が同じ 程度している	自分は手伝い程度 している	していない
① 掃除・洗濯	1	2	3	4
② 食事の支度・後片付け	1	2	3	4
③ 家の周りの整備(草取り等)	1	2	3	4
④ ゴミだし	1	2	3	4
⑤ 食料品・日用品の買い物	1	2	3	4
⑥ 育児	1	2	3	4
⑦ 介護	1	2	3	4
⑧ こどもの教育・学校行事への参加	1	2	3	4
⑨ 地域活動への参加	1	2	3	4

問7 あなたの1日あたりの家事従事時間(家事・育児・介護)はどの程度ですか。(○は1つ)

1. 0～1時間未満	2. 1～2時間未満	3. 2～3時間未満
4. 3～5時間未満	5. 5時間以上	

問8 男性が家事をすることについてどう思いますか。(○は1つ)

- | |
|---------------------------|
| 1. 男性が主に働いているので手伝い程度すれば良い |
| 2. 共働き世帯では男性も家事をするべき |
| 3. 男女に関わらず、家事をするのが良い |
| 4. その他 () |

問9 次の考え方についてどう思いますか。それぞれあなたの考えに近い番号に○をつけてください。
(それぞれ○は1つ)

	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない
① 結婚しなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5
② 男性は仕事をし、女性は家庭を守るべきである	1	2	3	4	5
③ 男女とも仕事に就いた方がよい	1	2	3	4	5
④ こどもが幼いうちは、女性は家庭にいた方がよい	1	2	3	4	5
⑤ 家事・子育て・介護は男女が協力してやるべきだ	1	2	3	4	5
⑥ 結婚しても、必ずしもこどもを持つ必要はない	1	2	3	4	5
⑦ 相手に満足できなければ離婚してもかまわない	1	2	3	4	5

問10 あなたはご自分の生活についてどのようなことが不安ですか。(○は2つまで)

- | | | |
|----------------|-----------------------|----------|
| 1. 配偶者に先立たれること | 2. お金のこと | 3. 健康のこと |
| 4. 住宅のこと | 5. 老後の面倒を見てくれる人がいないこと | |
| 6. 仕事や趣味がないこと | 7. 家族とのよりよい関係を保つこと | 8. 親族の介護 |
| 9. 特に不安はない | 10. その他 () | |

● 仕事について

問11 近年は企業等において女性も活躍できる社会が求められています。

そこで、女性の就労のあり方について、あなたの考えに近い番号に○をつけてください。(○は1つ)

- | |
|---|
| 1. 結婚や出産、介護において、必要に応じて、産休・育休・介護休業などを利用しながら仕事を続けるほうがよい |
| 2. 子育て等の理由により仕事を退職しても、その後フルタイムで仕事を続けるほうがよい |
| 3. 子育て等の理由により仕事を退職しても、その後パートタイムで仕事を続けるほうがよい |
| 4. 出産するまで仕事を続け、その後は仕事に就かないほうがよい |
| 5. 女性はできるだけ仕事に就かないほうがよい |
| 6. 結婚するまでは仕事を続け、その後は仕事に就かないほうがよい |
| 7. 結婚しないで仕事を続けるほうがよい |
| 8. わからない |
| 9. その他 () |

問12 女性が離職せずに長く働き続けるために、どのようなことが重要だと思いますか。(〇は3つまで)

- | | |
|--------------------------------|---------------------|
| 1. 賃金・昇給・昇進などの男女間の格差是正 | 2. 育児・介護休業制度の充実 |
| 3. 柔軟な勤務形態の導入(テレワーク・フレックスタイム制) | 4. 保育園・介護施設などの充実 |
| 5. 女性の就労を支援するための相談や支援体制の充実 | |
| 6. 女性が働き続けることへの家族や周囲の理解・協力 | |
| 7. 女性自身の意識改革、意欲・能力の向上 | 8. 男性の家事参加への理解・意識改革 |
| 9. わからない | 10. その他() |

問13 女性が再就職しようとする場合どのような課題があると思いますか。(〇は3つまで)

- | | |
|---------------------------------|----------------------|
| 1. 賃金に差がある | 2. 昇進に差がある |
| 3. 能力を正当に評価されない | 4. 補助的な仕事しかやらせてもらえない |
| 5. 幹部社員・管理職に登用されない | 6. 正社員、正職員になれない |
| 7. 結婚・出産・介護などのために、勤め続けにくい雰囲気がある | |
| 8. 定年まで勤め続けにくい雰囲気がある | 9. 教育・研修などを受ける機会が少ない |
| 10. 格差はない | 11. わからない |
| 12. その他() | |

問14 男性が「育児・介護休業制度」を利用することが進まないのは、どうしてだと思いますか。(〇は1つ)

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| 1. 主たる家計の稼ぎ手は男性だから | 2. 職場や同僚に迷惑がかかるから |
| 3. 上司の対応も含め利用しにくい雰囲気があるから | 4. 育児・介護は女性の方が向いているから |
| 5. 昇給・昇格に影響すると考えるから | 6. わからない |
| 7. その他() | |

● 地域活動について

問15 あなたが住んでいる地域では、自治会、PTA、そのほかの地域活動において次のような事例が見受けられますか。(それぞれ〇は1つ)

	そうである	そうではない	わからない
① 力仕事は男性、接待は女性と決まっている	1	2	3
② 自治会の会長や役職は男性と決まっている	1	2	3
③ PTAの会長や役職は男性と決まっている	1	2	3
④ 役員や組織の運営事項は男性だけで決めている	1	2	3
⑤ 実際の仕事は女性がしているのに、名義は男性になっている	1	2	3
⑥ 女性自身が責任ある役職に就くのを避けている	1	2	3
⑦ 女性が責任ある役職に就こうとすると、男性や他の女性から反対される	1	2	3
⑧ 防災や災害時での活動は男性だけで行っている	1	2	3

● 男女の人権について

問16 人権が尊重されていないと感じることはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

1. セクシャルハラスメント(性的いやがらせ)
2. パワーハラスメント(権限や立場を利用した、身体的・精神的いやがらせ)
3. モラルハラスメント(ことばや態度などによる、精神的暴力やいやがらせ)
4. 性的指向や性自認等(好きな人の性別や自分の性への違和感)を理由とする偏見や差別
5. 昇給・昇進・給与・仕事の内容などの格差
6. 男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)
7. 夫婦間の暴力やパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))
8. ストーカー行為(つきまとい行為)
9. 風俗営業
10. 容姿を競うコンテスト
11. その他 ()

問17 あなたは「ドメスティックバイオレンス(DV)」(配偶者やパートナーなど親密な関係の相手からの暴力)について、経験したり、見聞きしたりしたことはありますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

1. 自分が直接経験したことがある
2. 相談を受けたことがある
3. 相談を受けたことはないが、当事者を知っている
4. テレビ、新聞あるいはインターネットなどで問題になっていることは知っている
5. 見聞きしたことはない
6. わからない
7. その他 ()

問18 あなたは「ドメスティックバイオレンス(DV)」(配偶者やパートナーなど親密な関係の相手からの暴力)を受けた場合、誰かに打ち明けたり、相談したりしますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

1. 埼玉県配偶者暴力相談支援センター(埼玉県男女共同参画推進センターWith youさいたま)に相談する
2. 警察に連絡・相談する
3. 法務局・地方法務局・人権擁護委員に相談する
4. 市役所の相談窓口(女性の相談室、地域振興課人権担当)に相談する
5. 民間の専門家や専門機関(弁護士、カウンセラー、民間シェルターなど)に相談する
6. 医療関係者(医師、看護師など)に相談する
7. 学校関係者(教員、養護教員、スクールカウンセラーなど)に相談する
8. 家族や親戚に相談する
9. 友人・知人に相談する
10. どこ(だれ)にも相談しない
11. その他 ()

問19 性犯罪、ドメスティックバイオレンス(DV)、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント等の暴力への対策としてどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

- | |
|---|
| 1. 被害者が安心して相談できる窓口
2. 学校や家庭における男女平等や性についての教育の充実
3. 被害者の相談にあたる担当者の研修の充実や担当者の増員
4. 人権の尊重などについて市による啓発活動の充実
5. 暴力の再発を防ぐための加害者に対するカウンセリングや教育等の実施
6. 過激な内容の動画やゲームソフト等の販売や貸し出し等の制限
7. 性別役割や暴力の表現など過激な内容についてのメディアにおける倫理規定の強化
8. 特に対策の必要はない
9. その他 () |
|---|

● 男女共同参画に関する施策について

問20 あなたは次の言葉や事柄についてどの程度知っていますか。(それぞれ〇は1つ)

	知っている	聞いたことがない	知らない
① 男女共同参画社会(男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野に参画する機会が確保される社会)	1	2	3
② 男女雇用機会均等法(雇用の分野で男女の均等な取り扱いについての規定)	1	2	3
③ 育児・介護休業法(育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律)	1	2	3
④ 白岡市男女共同参画推進条例(令和5年4月1日施行)	1	2	3
⑤ 第5次白岡市男女共同参画プラン(令和4年4月1日策定)	1	2	3
⑥ ドメスティックバイオレンス(DV)(配偶者やパートナーなど親密な関係の相手からの暴力)	1	2	3
⑦ ジェンダー(社会的・文化的に作られた性差のこと)	1	2	3
⑧ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)	1	2	3
⑨ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	1	2	3
⑩ 性的マイノリティ、LGBTQ(同性に恋愛感情を持つ人や自分の性に違和感がある人等のこと)	1	2	3

問21 男女共同参画社会の実現をしていくために、どのような施策を望みますか。(○は1つ)

1. 各種審議会など、政策方針決定の場への女性の登用
2. 家庭や地域における役割分担意識の啓発
3. 男女平等のための制度等の充実
4. 女性のための相談体制の充実
5. 仕事と家庭生活を両立させるための支援策の充実
6. 事業主を対象に法律・制度や労働条件の男女平等について啓発
7. 女性の再就職や事業所の支援
8. こどもたちに向けた「人は誰もが公平に取り扱われる必要があること」を理解するための意識づくりや教育の推進
9. その他 ()

≪男女共同参画に対するご意見・要望等ございましたら、ご自由にお書きください。≫

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。